

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

災害による被害を最小限に止めるためには、町、県、及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、住民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、災害時には生命と財産を自分で守る心構え及び行動が求められる。

このため、町、県及び防災関係機関は、住民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導する必要がある、防災の日などを活用し、普及啓発意識を醸成する。

第1節 自主防災思想の普及啓発

○本編第2編第1章第1節「自主防災思想の普及啓発」

第2節 防災知識の普及啓発

○本編第2編第1章第2節「防災知識の普及啓発」

第1項 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 本防災計画に示す地震対策
- 3 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- 5 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- 6 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、3及び4については、年度当初に各所属課において、十分周知しておくものとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

第2項 児童・生徒に対する教育

町教育委員会は、児童生徒に対する地震を含む防災教育に関する指導計画を作成し、その実施を指導する。

- 1 学級活動・ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて地震災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- 2 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件など地域の特性に応じた指導を行う。
- 3 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

第3項 住民に対する普及啓発

発災時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び防災行政無線等を活用し、次のような事項を普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、災害シーズン前や防災の日（9月1日）、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じて効果的な普及を図るほか、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

1 家庭での予防・安全対策

- (1) 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- (2) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 消火器、ガスマイコンメーターの普及

2 避難場所での行動

3 災害時の家庭内の連絡体制の確保

4 その他

- (1) 地震の基礎的知識、山口県の地震活動
- (2) 町の震災対策
- (3) 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の情報
- (4) 避難地、避難路その他避難対策
- (5) 応急手当等看護の知識
- (6) 要配慮対応
- (7) 緊急地震速報についての知識

第4項 防災上重要な施設の管理者等に対する普及啓発

○本編第2編第1章第2節第4項「防災上重要な施設の管理者等に対する普及啓発」

第5項 各種団体等に関する普及啓発

1 町及び町教育委員会は、婦人会、PTA、老人クラブ、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

2 各種団体が開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第6項 防災アセスメントの実施

○本編第2編第1章第2節第6項「防災アセスメントの実施」

第3節 災害教訓の伝承

○本編第2編第1章第3節「災害教訓の伝承」

第4節 大島防災センターの活用

○本編第2編第1章第4節「大島防災センターの活用」

第2章 防災活動の促進

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時においては、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救助活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

第1節 消防団・水防団の育成強化

第1項 計画の方針

○本編第2編第2章第1節第1項「計画の方針」

第2項 育成強化施策

○本編第2編第2章第1節第2項「育成強化施策」

第2節 自主防災組織の育成

○本編第2編第2章第2節「自主防災組織の育成」

第1項 町の措置

○本編第2編第2章第2節第1項「町の措置」

第2項 自主防災組織の活動

○本編第2編第2章第2節第2項「自主防災組織の活動」

第3節 自主防犯組織の育成

○本編第2編第2章第3節「自主防犯組織の育成」

第4節 企業防災活動の促進

○本編第2編第2章第4節「企業防災活動の促進」

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○本編第2編第2章第5節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

第3章 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的な訓練が重要となる。

防災訓練は、本防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、本防災計画の検証等副次的な効果も高く、継続的な実施が必要である。

このため、町は、県、他の市町及び防災関係機関と共同してまたは単独で、次の訓練を実施する。

第1節 町の行う防災訓練

第1項 総合防災訓練

1 訓練の主旨

○本編第2編第3章第1節第1項1「訓練の主旨」

2 訓練実施時期、場所及び方法

| 実施主体 | 実施時期 | 実施場所 | 実施方法 |
|------------------|---|---|--|
| 町 県 防災関係機関 | (9月1日など地震災害の訓練時期)、または最も訓練効果のある時期を選んで実施する。 | 広範囲の災害のおそれのある地域または訓練効果のある適当な場所において実施する。 | 町、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、災害想定により、予想される事態に相応した地震災害の防災訓練の総合的応急対策活動を実施するものとする。 |

3 訓練内容

訓練内容としては、町域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努める。

| 町 | 防災関係機関 | 自主防災組織・住民 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導、避難勧告、避難の指示及び警戒区域の設定 ・要配慮者の安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・食料・飲料水、医療その他の救援活動 ・応接受入 ・消防・水防活動 ・救助・救急活動 ・ボランティアの活動体制の確立 ・被災者に対する被害情報、生活情報の提供（広報） ・自主防災組織等の活動支援 ・消防相互応援協定等に基づく広域合同訓練等 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） |

第2項 個別防災訓練

1 訓練の主旨

関係課が関係機関と連携して、訓練効果のある時期に町の防災体制や各種災害の特性・態様等に応じた防災訓練を実施する。

2 訓練実施時期、場所及び方法

| 区分 | 実施主体 | 実施時期 | 実施場所 | 実施方法 |
|-----------|------------------|-----------|-------------------|--|
| 情報収集・伝達訓練 | 町 防災関係機関 | 適 宜 | 適 宜 | 大規模地震発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、町及び防災関係機関等と協力して実施 |
| 職員の参集訓練 | 町 | 適 宜 | 適 宜 | 大規模地震を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を定期的実施する。 |
| 災害救助訓練 | 町 県 防災関係機関 | 必要かつ適切な時期 | 被災のおそれのある地域の適当な場所 | 災害想定により、救助、救援を円滑に遂行するために、医療救護、人命救助、炊き出し、その他関連活動を個別または併合して行う。 |
| 避難訓練 | 各部及び防災関係機関 | 適 宜 | 適 宜 | 被災のおそれのある地域内及び学校、病院、保育施設、集会所等の建造物内の人命保護を目的として実施する。 |

第3項 訓練後の評価

○本編第2編第3章第1節第3項「訓練後の評価」

第2節 事業所、自主防災組織及び住民の行う防災訓練

○本編第2編第3章第2節「事業所、自主防災組織及び住民の行う防災訓練」

第1項 事業所（防火管理者）における訓練

○本編第2編第3章第2節第1項「事業所（防火管理者）における訓練」

第2項 自主防災組織における訓練

○本編第2編第3章第2節第2項「自主防災組織における訓練」

第3項 一般住民の訓練

○本編第2編第3章第2節第3項「一般住民の訓練」

第4項 要配慮者の訓練への参加促進

○本編第2編第3章第2節第4項「要配慮者の訓練への参加促進」

第4章 地震に強い住宅地・農山漁村構造の形成

町は、県等と連携して避難地、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い町の形成を図る。また、農山漁村地域においても、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図る。

第1節 避難地の整備

1 一時的避難場所の指定、確保

震災時の一時的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を指定緊急避難場所として指定、確保する。

○震災対策編本編第9章第1節第4項「避難場所及び避難所の指定」

第2節 避難路の整備

1 避難路指定の検討

住民が安全に、短時間に避難できる避難路の指定を検討する。

○本編第2編第7章第1節第6項「避難場所への経路及び誘導方法」

2 避難路の安全確保

避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれ少なく、幅員の確保できる道路を選定する。

3 その他対策

安全な避難路を確保するために、ブロック塀、石塀等の耐震化や生垣化推進の広報等必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

1 延焼遮断帯の整備

延焼遮断効果の期待できる道路、河川、不燃化建築物、緑地等により街区をブロック化し、火災の焼け止まりを図るとともに、ブロック内に一定量のオープンスペース、消防水利や避難場所等の確保を図ることにより、地震に強い住宅地の形成を図る。

2 延焼遮断帯の構成要素

本町において、延焼遮断帯として想定できるものは、主に次のとおりである。

- (1) 道路
- (2) 河川、ため池等
- (3) 公園、緑地、農地用等のオープンスペース
- (4) 街路樹、生け垣等
- (5) 団地等の不燃化建築物

3 消防水利の整備

火災の危険性が大きい地区に延焼遮断帯の設定を行うとともに、地区内の消防水利の整備をあわせて行う。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進める。

第5節 公園の整備

1 計画的な整備

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。

2 防災機能の整備

一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

町の河川は、比較的流域面積の小さい急流河川が大部分で、雨季や集中豪雨時などでは氾濫することがある。また、海に囲まれているため、長い海岸線を形成しているが、海岸保全施設は十分な整備が図られているとはいえない状況にあり、一部地域の低地に立地する住宅は、大雨や津波浸水時には浸水するおそれがある。

河川・海岸の背後に形成された一般住宅地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や、耐震性の確保に努める。また、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備を図る。

第7節 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送・被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、県と連携して耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理など必要な整備を進める。

第8節 農山漁村地域の防災対策の推進

町は、災害に強く潤いのあるまちづくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備を推進するとともに、地すべり防災対策等の防災対策の推進を関係機関に働きかける。

第9節 孤立危険区域の対策

津波等により、孤立する危険のある区域に対し、護岸改修等に努めるほか、指定緊急避難場

所や通信施設の整備を図る。

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ道路、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、「周防大島町耐震改修促進計画」（平成20年3月）等をもとに、耐震性の強化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震化促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行う指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率をもつ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 本町のみならず広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 町所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

【防災上重要な建築物】

- (1) 災害対策本部組織が設置される施設……大島庁舎、他の庁舎（本部代替施設）
- (2) 医療救護活動施設……大島病院、東和病院、橘病院
- (3) 消防活動施設……消防団消防機庫
- (4) 避難収容施設……学校、体育館、公民館等
- (5) 社会福祉施設等……老人福祉施設等

(6) 不特定多数の者が利用する施設……学校、社会教育施設等

2 耐震診断の実施

防災上重要な建築物及びその他の町所有建築物について、計画的な耐震診断の実施を検討する。

3 耐震補強工事の実施

耐震診断を行った場合は、その結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

4 建築設備等の整備

ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう、建築設備等（貯水層、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

町は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、耐震改修促進計画に基づき一般住民に対して、耐震診断・改修に関する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施するなどして既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震化促進法に規定する要緊急安全確認大規模建築物をはじめとする特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

町は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度による体制確立を県、関係機関に要請する。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及、啓発
- 2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- 3 町及び県、建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、次の構築物等の点検、補修、補強等を行う。

町及び県は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

| 物 件 名 | 対策実施者 | 措 置 等 |
|------------------|---------|---|
| 横断歩道橋 | 道路管理者 | 耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。 |
| 道路標識、 交通信号機等 | 管 理 者 | 施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。 |
| 枯死した街路樹等 | | 樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。 |
| 電柱・街路灯 | 設置者、管理者 | 設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。 |
| アーケード、 バス停上屋等 | | 新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 |

| 物 件 名 | 対策実施者 | 措 置 等 |
|-------------|---------|---|
| 看板、広告等 | | 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。 |
| ブロック塀 | 所有者 | 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。 |
| ガラス窓等 | 所有者、管理者 | 破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。 |
| 自動販売機 | | 転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置をする。 |
| 樹木、煙突 | 所有者 | 転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。 |
| 外 壁 | 所有者 | 落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。 |
| 大規模空間における天井 | 所有者 | 落下により使用者等に危害が出ないように措置する。 |
| エレベーター | 所有者 | 地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。 |

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、電話及び上下水道等のライフライン施設が被災した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

町は、県及び関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。

また、ライフライン機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第1項 電気（中国電力(株)）

中国電力(株)は、各施設・設備の耐震対策を実施しているが、送電設備等については、次のとおり耐震性を配慮した設計がなされている。

1 送電設備

架空電線路……………地震力の影響は、風荷量に比べて小さいので、これにより設計する。

地中電線路……………軟弱地盤箇所の洞道、大型のケーブルヘッド、油槽台等並びにマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

3 配電設備

架空電線部……………電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路………地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

第2項 電話（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ）

システムとしての信頼性向上を図る。

- 1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルの洞道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 2 冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第3項 上水道施設（上下水道課）

町は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- 1 緊急を要する弱点对策に努めること。
- 2 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- 3 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第4項 下水道施設（上下水道課）

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、次の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

- 1 下水道施設の構造面での対策
- 2 下水道システム面での対策
- 3 体制面での対策

第3節 交通施設の耐震性の確保等

国道、県道、町道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう必要なものについて耐震点検を実施し、補強等を推進するなど耐震性の確保に努める。

- 1 落石等通行危険箇所対策
各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施しその結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。
- 2 橋梁及び横断歩道橋の整備
各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。
- 3 トンネルの整備
各道路管理者は、トンネルについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補修工事等を実施し耐震強化を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

第2項 海岸

海岸保全区域の指定の促進を図るとともに、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

県では、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす港湾、漁港については、耐震強化岸壁の整備を推進しており、町は必要に応じて県に整備の推進を要請する。

第4項 砂防設備等

荒廃溪流については、県に対して砂防ダム及び流路工を施工し、土石流防止、土砂かん止、溪流の浸食防止及び溪流の縦浸食防止を図るよう要請し、地震による被害を未然に防止する。

急傾斜地崩壊危険箇所については、県に対して擁壁の設置等急傾斜地崩壊防止工事を施工するよう要請し、地震によるがけ崩れを未然に防止する。

地すべり危険箇所については、県に対して地すべり防止工事を施工するよう要請し、地すべりによる被害の防止を図る。

また、既設工作物については、常時点検を行うよう県に要請し、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、県に対して土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図るよう要請し、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては、県に対して治山ダム工事等を施工し、土石流及び溪床、溪流の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図るよう要請し、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努めるよう県に要請する。

第6項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

第6章 土砂・地盤災害の予防

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分に把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

土石流危険溪流等の土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域については、砂防指定地に指定するよう県へ要請する。

2 土石流対策

砂防指定地内においては、土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防ダム・流路工等の砂防施設の整備を推進するよう県へ要請する。

第3項 地すべり予防対策

通常地すべりは緩斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があることから、次の対策を講じる。

1 地すべり防止区域の指定

県による地すべり危険箇所の調査結果に基づき、地域住民の理解と協力のもと、地すべり防止区域の指定を県に対して要請する。

2 地すべり防止対策

地すべり防止区域内では、切り土、盛土等の行為を制限するとともに、危険度の高い所から地すべり防止工事を推進するよう県へ要請する。

第4項 がけ崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については急傾斜地崩壊危険区域の指定を県に働きかけるとともに、危険度の把握のため、県に定期的な調査点検を要請する。

2 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進するよう県へ要請する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第6項 斜面判定士の養成

震災後の土石流、地すべり及びがけ崩れの危険度を判定する技術者を養成する。

第2節 地盤災害の予防

第1項 町職員に対する教育

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

本町においては、液状化の危険性は想定されていないが、海岸平地には沖積層が広がっているため、次の対策を行うものとする。

- 1 町及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策

県による宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、造成地に発生する災害の防止に努める。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

【災害防止に関する指導基準】

1 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第7章 災害情報体制の整備

大規模地震が発生した場合に、的確な情報の収集が困難となれば、緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る。

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 通信施設の現況

○本編第2編第5章第1節第1項「通信施設の現況」

第2項 情報通信体制の確保

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

1 通信機器の安全対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように町は、通信機器に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えに配慮したものに整備していくものとする。

イ 地震動対策

(ア) 各種機器には転倒防止措置を講じる。

(イ) 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

(2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3) 非常通信の確保

中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る。

2 通信網の拡充整備

○本編第2編第5章第1節第2項2「通信網の拡充整備」

第3項 被災者への的確な情報伝達

○本編第2編第5章第1節第3項「被災者への的確な情報伝達」

第8章 災害応急体制の整備

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関との連携強化を推進する。

第1節 職員の体制

町は、災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

第1項 配備体制

本町の地震・津波発生時の配備体制は下表のとおり定める。職員参集基準の明確化を図るため、配備課、配備人数、配備者については、別途、「警報・注意報発表時の対応マニュアル」に定め、毎年度更新を行う。

| 配備体制 | 配備基準 | 職員参集基準 |
|--------|---------------------------|---|
| 第1警戒体制 | ・震度3の地震 | ・あらかじめ所属長が指名した職員 |
| 第2警戒体制 | ・震度4の地震 ・津波注意報 | ・あらかじめ所属長が指名した職員 ・出張所においては、災害の規模に応じ、総合支所長の判断により、適正な配備体制を確立する。 |
| 第1非常体制 | ・震度5弱ないし震度5強の地震 ・津波注意報 | ・災害対策本部の設置 ・災害発生の未然防止または災害応急措置を実施するため、町災対本部の関係する対策部により組織し、役付職員全員及び30分以内で出勤可能な職員により配備体制を確立する。 |
| 第2非常体制 | ・震度6弱以上 ・津波警報以上 | ・災害対策本部の設置 ・全職員による非常体制とする。 |

第2項 職員の配備基準

○本編第2編第6章第1節第2項「職員の配備基準」

第3項 情報収集手段の確保

○本編第2編第6章第1節第3項「情報収集手段の確保」

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

○本編第2編第6章第1節第4項「応急活動に必要なマニュアルの作成等」

第5項 業務継続計画（BCP）の策定等

○本編第2編第6章第1節第5項「業務継続計画（BCP）の策定等」

第2節 防災関係機関との連携体制

○本編第2編第6章第2節「防災関係機関との連携体制」

第1項 相互応援協定の締結

○本編第2編第6章第2節第1項「相互応援協定の締結」

第2項 応援機関の活動体制の整備

○本編第2編第6章第2節第2項「応援機関の活動体制の整備」

第3節 自衛隊との連携体制

○本編第2編第6章第3節「自衛隊との連携体制」

第4節 海上保安部署との連携体制

○本編第2編第6章第4節「海上保安部署との連携体制」

第5節 防災中枢機能の確保、充実

○本編第2編第6章第5節「防災中枢機能の確保、充実」

第1項 町の防災拠点施設

○本編第2編第6章第5節第1項「町の防災拠点施設」

第2項 整備対策

○本編第2編第6章第5節第2項「整備対策」

第9章 避難予防対策

震災時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から住民を守るため、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ避難計画を策定する。

第1節 避難計画

○本編第2編第7章第1節「避難計画」

第1項 避難の勧告、指示の基準

町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を別途整備する。

おおむね次の基準による。

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
- 2 気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- 3 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

第2項 避難の勧告・指示事項

避難の勧告・指示に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定める。

- 1 避難の勧告・指示の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の勧告・指示の伝達手段

避難の勧告・指示等を発令した場合の伝達手段等について、以下のとおり定める。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、消防署、警察、自衛隊、海上保安本部、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難勧告・指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定める。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び公共放送等による伝達
 - (1) 町防災行政無線（同報系）
 - (2) メール（周防大島町防災メール配信システム）、町ホームページ、フェイスブック

- (3) 電話
- (4) テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）

3 広報車、伝達員による直接伝達

災害時における通信途絶を想定し、地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備する。

第4項 避難場所及び避難所の指定

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所

地震にあつては、地震に対して安全な構造を有する施設又は地震発生時に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所とし、津波にあつては被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設とすること。

災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

【資料編：資料2-7-1-1 指定緊急避難場所および指定避難所】

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

○本編第2編第7章第1節第5項2「避難場所及び避難所の利用一覧表の作成」

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

○本編第2編第7章第1節第5項3「避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議」

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

○本編第2編第7章第1節第6項「避難場所への経路及び誘導方法」

第6項 避難順位の一般的基準

○本編第2編第7章第1節第7項「避難順位の一般的基準」

第7項 携帯品の制限の一般的基準

○本編第2編第7章第1節第8項「携帯品の制限の一般的基準」

第8項 避難場所の運営管理

○本編第2編第7章第1節第9項「避難場所の運営管理」

第9項 避難場所開設に伴う被災者救援措置

○本編第2編第7章第1節第10項「避難場所開設に伴う被災者救援措置」

第10項 避難所の整備に関する事項

○本編第2編第7章第1節第11項「避難所の整備に関する事項」

第11項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

○本編第2編第7章第1節第12項「避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発」

第12項 住民による事前確認

地震災害、津波による災害の発生は、規模・態様等によって同一ではなく、また各地区の実状も様々である。したがって、住民は、次の事項を事前に確認しておくものとする。

- 1 家から最も近い避難所及び避難場所を2か所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を定めておく。
- 2 避難所及び避難場所に至る経路にブロック塀や危険箇所等がないか、事前に確認しておく。
- 3 要配慮者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、災害時に地域住民の手で速やかに避難が行えるよう訓練等を通じ、周知徹底しておく。

第13項 被災者支援

○本編第2編第7章第1節第14項「被災者支援」

第14項 津波災害警戒区域の指定のあった市町

- 1 津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき、津波災害警戒区域ごとに、次の事項を町地域防災計画に定める。
 - (1) 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達に関する事項。
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。
 - (3) 町長が行う津波避難訓練の実施に関する事項。

- (4) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主に防災上の配慮を要する者が利用する施設の施設の名称及び所在地。
- 2 法第55条に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

【資料編：資料 震2-9-1-1 津波災害警戒区域内の要配慮者施設】

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

○本編第2編第7章第2節「学校その他防災上重要な施設の避難計画」

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

○本編第2編第7章第3節「応急仮設住宅の建設及び住宅の提供」

第10章 救助・救急、医療活動

大規模地震発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。このため、町は、発災時に防災関係機関と一体となって早期に救助活動を実施し、一人でも多くの人命を救助できるよう、あらかじめ救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図る。また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る。

第1節 救助・救急活動

○本編第2編第8章第1節「救助・救急活動」

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

○本編第2編第8章第2節第1項「医療救護活動体制の確立」

第2項 健康管理体制の確立

○本編第2編第8章第2節第2項「健康管理体制の確立」

第3項 血液製剤の確保体制の確立

○本編第2編第8章第2節第3項「血液製剤の確保体制の確立」

第11章 火災予防対策

大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから町は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進する。

第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過して電気器具が出火するという過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となっている。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には、「火を消すこと」「火気器具周辺に可燃物を置かないこと」「落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること」等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、「器具周辺に可燃物を置かないこと」「落下物に配慮した場所に器具を設置すること」等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、「落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例」や「落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例」「観賞魚用ヒータが空气中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例」等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図る。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図る。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3節 消防力の強化

町は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図る。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進する。

第2項 消防資機材の整備

1 柳井地区広域消防組合

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、柳井消防署の各出張所（東出張所西部出張所、中部出張所、東部出張所）において、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。

2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進する。

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進する。

第3項 消防相互応援体制の整備

○震災対策編本編第8章第2節「防災関係機関との連携体制」

第12章 要配慮者対策

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時よりこれらの要配慮者に配慮し、防災対策を推進し、安全確保体制を整備することが必要である。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

1 町の措置

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、近隣住民、自主防災組織、事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

2 施設管理者等の措置

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に、夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所・入院者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

(2) 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。

(3) 町・施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努め、防災意識の高揚を図る。

第2項 施設・設備の整備等

○本編第2編第9章第1節第2項「施設・設備の整備等」

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

1 在宅要配慮者の支援体制の構築

町及び県は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、町は要配慮者の迅速な避難を支援するため、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。

2 在宅要配慮者の実態把握

町は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。

(1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。

- (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
- (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

3 関係団体との連携強化

町及び県は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、「福祉の輪づくり運動」等を実施している町社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

4 情報伝達手段の整備

町は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

5 関係機関との連絡・連携体制の整備推進等

町は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、柳井健康福祉センター、周南児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。

6 地域住民等による協力体制の整備

町は、地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

このため、町は、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、住民全体で災害に取り組む土壌の育成を推進するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成・充実に、より一層努める。

第2項 防災設備等の設置促進

- 本編第2編第9章第2節第2項「防災設備等の設置促進」

第3節 避難行動要支援者名簿

- 本編第2編第9章第3節「避難行動要支援者名簿」

第4節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

- 本編第2編第9章第4節第1項「防災知識等の普及啓発・訓練」

第2項 防災訓練

- 本編第2編第9章第4節第2項「防災訓練」

第5節 避難所対策

- 本編第2編第9章第5節「避難所対策」

第1項 生活の場の確保

○本編第2編第9章第5節第1項「生活の場の確保」

第2項 介助・生活支援体制の確保

○本編第2編第9章第5節第2項「介助・生活支援体制の確保」

第13章 緊急輸送活動

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であるため、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急通行車両の確保体制の確立を図る。

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

○本編第2編第10章第1節第1項「緊急輸送ネットワークの形成」

第2項 輸送施設等の耐震性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に耐震性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

○本編第2編第10章第2節「道路交通管理体制の整備」

第3節 道路啓開

○本編第2編第10章第3節「道路啓開」

第4節 緊急輸送車両等の確保

○本編第2編第10章第4節「緊急輸送車両等の確保」

第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

町は、大規模地震が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、町は、山口県市町災害対策基金組合理約に基づく基金を積み立てるものとする。

第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

○本編第2編第11章第1節第1項「食料の確保」

第2項 飲料水の供給

○本編第2編第11章第1節第2項「飲料水の供給」

第3項 生活必需品等の確保

○本編第2編第11章第1節第3項「生活必需品等の確保」

第4項 住民のとりべき措置

○本編第2編第11章第1節第4項「住民のとりべき措置」

第2節 災害対策基金計画

○本編第2編第11章第2節「災害対策基金計画」

第1項 山口県市町災害基金

○本編第2編第11章第2節第1項「山口県市町災害基金」

第15章 ボランティア活動の環境整備

地震等による大規模災害時には、町、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

○本編第2編第12章第1節第1項「ボランティアの定義」

第2項 ボランティアの活動対象

○本編第2編第12章第1節第2項「ボランティアの活動対象」

第2節 ボランティアの育成

第1項 住民に対する普及・啓発

○本編第2編第12章第2節第1項「住民に対する普及・啓発」

第2項 ボランティアの養成

○本編第2編第12章第2節第2項「ボランティアの養成」

第3項 ボランティアコーディネーターの養成

○本編第2編第12章第2節第3項「ボランティアコーディネーターの養成」

第3節 ボランティアの登録

○本編第2編第12章第3節「ボランティアの登録」

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1項 情報提供

○本編第2編第12章第4節第1項「情報提供」

第2項 コーディネート体制の整備

○本編第2編第12章第4節第2項「コーディネート体制の整備」

第5節 ボランティアセンターの体制強化

○本編第2編第12章第5節「ボランティアセンターの体制強化」

第16章 施設、設備等の応急復旧体制

町、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、町は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努める。

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

○本編第2編第13章第1節第1項「公共土木施設等」

第2項 公共施設等

○本編第2編第13章第1節第2項「公共施設等」

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

○本編第2編第13章第2節第1項「水道事業者」

第2項 下水道事業者

○本編第2編第13章第2節第2項「下水道事業者」

第3項 電気事業者

○本編第2編第13章第2節第3項「電気事業者」

第4項 通信事業者

○本編第2編第13章第2節第4項「通信事業者」

第5項 LP ガスの取扱事業者

○本編第2編第13章第2節第5項「LP ガスの取扱事業者」

第17章 津波災害予防対策

本町は、四方を海に囲まれていることから、太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。

津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。なお、本町は、「山口県瀬戸内海沿岸」の津波予報区に属する。

- 1 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔対策〕 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護
- 2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策

第1節 津波防災意識の向上

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促す。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避する。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要がある。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかない。

- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性がある。避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得る。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要がある。

第2項 防災教育

町は、教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示した「周防大島町津波ハザードマップ」（平成26年度）の周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 町は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ的確な避難のため、町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図る。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であ

ることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第 55 条に基づき作成した「津波ハザードマップ」の住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 町の津波避難体制の確立

町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導體制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。

エ 多数の人出が予想される漁港、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期す。

- (2) 町は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

5 町の津波避難体制確立への県の支援

町は、津波発生時に住民等が迅速な避難行動ができるように津波ハザードマップや津波避難計画を作成や見直しにあたり、県に次のような支援を要請する。

- (1) 津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータ提供
- (2) 避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した県津波避難計画策定指針の参照

第2項 津波情報の伝達体制

1 町は、津波警報等及び避難指示の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認する。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

3 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

4 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

5 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 漁港、船舶等への情報伝達

漁港管理者、町内各漁業協同組合、海水浴場の管理者等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3項 津波監視体制の整備

町は、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の津波監視体制を定め、安全性を確保して津波の監視を行うものとする。

また、町内各漁業協同組合等と協議し、海上の異常についての情報収集体制の整備を図る。

第3節 海岸保全施設等の整備

町は、海岸保全施設等の整備にあたっては、県と連携して、護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ検討し、決定する。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

海岸保全施設の整備にあたっては、必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を考慮する。

また、水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第4節 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

- 1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- 2 町は、津波浸水想定区域内の民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- 3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。
- 4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図る。
- 5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備に努める。